

【記載要領】

- ・ 1 . の表は、別添様式 4、6 - 1 ~ 3 との整合を確認すること。

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人宮城教育大学

1 . 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

| | | 平成 18 年度実績 | | 見直し後 | |
|-----------------------------------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | | 件数 | 金額(百万円) | 件数 | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18 年度限りのものを含む。) | | / | | (%) | (%) |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | (67%) 8 | (88%) 133 |
| | 企画競争 | (%) | (%) | (%) | (%) |
| 随意契約 | | (100%) 12 | (100%) 151 | (33%) 4 | (12%) 18 |
| 合 計 | | (100%) 12 | (100%) 151 | (100%) 12 | (100%) 151 |

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

| | | 平成 18 年度実績 | | 見直し後 | |
|---------------|--|------------|---------|-------|---------|
| | | 件数 | 金額(百万円) | 件数 | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの | | / | | (%) | (%) |

| | | | | | |
|-----------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (18年度限りのものを含む。) | | | | | |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | ()% | ()% |
| | 企画競争 | ()% | ()% | ()% | ()% |
| 随意契約 | | (100%) 1 | (100%) 3 | (100%) 1 | (100%) 3 |
| 合 計 | | (100%) 1 | (100%) 3 | (100%) 1 | (100%) 3 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | | 件数 | 金額(百万円) | 件数 | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | | | ()% | ()% |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | (73%) 8 | (90%) 133 |
| | 企画競争 | ()% | ()% | ()% | ()% |
| 随意契約 | | (100%) 11 | (100%) 148 | (27%) 3 | (10%) 15 |
| 合 計 | | (100%) 11 | (100%) 148 | (100%) 11 | (100%) 148 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価方式が導入可能な調達案件について、実施のための検討を行い、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を図る。

(2) 公募手続きの導入

新たに公募による契約方式を整備し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外の契約については、一般競争、公募、企画競争への移行を推進していく。

(3) 複数年度契約の拡大

研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については、可能なものについて、複数年度契約を拡大する。

(4) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大について検討を行う。

(5) 契約に係る情報の公表

公共調達の公平性、透明性の向上を図るため、現在実施している契約に係る情報の公表に加え、国等と同じ形式で公表を行い、公表内容を充実させる。

(6) 入札監視委員会の設置

工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約の課程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保するため、学外の学識経験者による入札監視委員会を設置する。なお、物品・役務等についても入札監視委員会の設置を検討する。